

## 北海道の新型コロナウイルス感染症に関する基本方針 を踏まえた小樽商科大学の対応について

令和2年4月23日

危機対策本部会議

令和2年5月14日改訂

令和2年6月2日改訂

令和2年5月25日に北海道における緊急事態措置が解除されましたが、5月31日までは北海道から石狩総合振興局管内の大学への休業要請が継続され、札幌市に居住する学生の多い本学においても、同管内の大学に準じて対応していたところです。

このたび、5月29日に北海道の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針が決定され、6月1日から全ての施設の休業要請が解除されたことを踏まえて、本学においては下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本学における段階的緩和スケジュールについては、別添のとおり予定（感染拡大の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。）しておりますので、あわせてお知らせします。

### 記

- (1) 今年度前期（学部・大学院）は、授業の終了まで（学部及び現代商学専攻は8月6日まで、アントレプレナーシップ専攻は8月27日まで）遠隔授業のみにより実施します。  
なお、期末試験の実施方法等は、現在検討中であるため、決定次第、改めてお知らせします。
- (2) 学生（学部学生・大学院生）のキャンパス（札幌サテライトを含む。）への入構並びに学内施設の立入は、段階的に緩和します。まずは、小樽市を含めた後志総合振興局管内に居住する学生について、札幌市を往来しないことから、事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパス（札幌サテライトを除く。）への入構並びに学内施設（図書館等）の一部利用を許可します。一部利用の詳細については、本学HPで順次お知らせします。
- (3) 学生の課外活動は中止を継続します。なお、感染拡大の状況や他大学の動向等を踏まえて、段階的緩和について引き続き検討していきます。
- (4) 教員は、テレワーク（在宅勤務）を原則とし、遠隔授業の準備・実施などの業務のためのキャンパスへの出勤は可能とします。  
なお、海外出張は引き続き延期・中止としますが、国内出張（札幌市及び他都府県への不要不急の出張は自粛）は可能とします。

- (5) 職員は、テレワーク（在宅勤務）や時差出勤を活用し、大学機能を維持するための優先度の高い業務に従事します。
- (6) 会議等は、原則としてメール等による持ち回り（書面）やZoom等によるオンラインでの開催とします。なお、感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催を可能（対面での出席者は100名以下、かつ会場の収容率は50%以下）とします。

# 小樽商科大学における段階的緩和スケジュールについて

R2.6.2 危機対策本部会議

時期 (目安)	授業	学生		教員	事務体制	会議等
		入構・施設	課外活動			
現在	遠隔授業のみ  ※授業の終了まで(学部及び現代商学専攻は8月6日まで、アントレプレナーシップ専攻は8月27日まで)	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止  ※感染拡大の状況や他大学の動向等を踏まえて、段階的緩和について検討中	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務を中心に従事	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインでのみ開催（危機対策本部会議等は感染拡大防止措置を講じ、一部対面で開催）
ステップ1 6月2日～		後志管内に居住する学生は、事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパス（札幌サテライトを除く。）への入構並びに学内施設の一部利用可（施設の一部利用の詳細は本学HPを参照）		①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内出張（札幌市及び他都府県への不要不急の出張は6月18日まで自粛）は可 ③海外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を維持するための優先度の高い業務に従事	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（参加者100名以下、かつ会場の収容率は50%以下）
ステップ2 6月19日～		後志管内以外に居住する学生を含めた全学生は、事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構並びに学内施設の一部利用可（施設の一部利用の詳細は本学HPを参照）		①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張の延期・中止	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
ステップ3 7月10日～						
ステップ4 8月1日～						

※段階的緩和スケジュールは、感染拡大の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

